

下松市建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の設定に関する要領
の一部改正について（お知らせ）

令和6年8月8日
技術監理課長

「下松市建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の設定に関する要領」の最低制限価格の算定式及び上下限値を一部改正することとしましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 改正内容

- ・最低制限価格：業務委託の算定式及び上下限値（赤字部分が改正箇所）

業務区分	現行		改正	
	算定式	上下限値	算定式	上下限値
測量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × <u>4.8/10</u>	予定価格の6/10～8.2/10	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 5/10	変更なし
地質	直接調査費 + 間接調査費 × 9/10 + 解析等調査業務費 × 8/10 + 諸経費 × <u>4.8/10</u>	予定価格の2/3～8.5/10	直接調査費 + 間接調査費 × 9/10 + 解析等調査業務費 × 8/10 + 諸経費 × 5/10	変更なし
土木コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費等 × <u>4.8/10</u>	予定価格の6/10～ <u>8/10</u>	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費等 × 5/10	予定価格の6/10～ 8.1/10
建築コンサル	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 6/10 + 諸経費 × 6/10	予定価格の6/10～ <u>8/10</u>	変更なし	予定価格の6/10～ 8.1/10
補償コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費等 × <u>4.5/10</u>	予定価格の6/10～ <u>8/10</u>	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費等 × 5/10	予定価格の6/10～ 8.1/10

2. 施行期日

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする業務から適用する。

以上